

京都工芸繊維大学

施設使用指針 2009

- I 基準面積の原則
- II 面積配分の指針
- III 施設利用の指針

趣旨 施設使用指針2009は、キャンパス・マスタープラン、施設利用規則に基づき、「基準面積の原則、面積配分の原則、管理責任の原則」を確立し、環境・施設委員会、教員所属部門、各センター、事務局各課の協力の下に、その実現に努めることを目的とする。すなわち、限られた建築資源を有効活用し、公平公正の原則に則った秩序ある施設利用のみならず、教育研究組織の変化や人員の変化に対し、柔軟かつ安定的に対応できる施設運用の指針を定め、教育・研究・運営にかかわる諸活動の活性化を図る。

環境・施設委員会

(2009年3月)

Ⅰ 京都工芸繊維大学 基準面積の原則

平成19年12月4日

【趣旨】

環境・施設委員会 制定部分

本原則は、キャンパス・マスタープラン、共同利用に係る施設の活用に関する基本方針（平成18年度版）に基づき、「基準面積の原則」、を確立し、環境・施設委員会、教員所属部門、事務局各課の協力の下に、その実現に努めることを目的とする。すなわち、限られた建築資源を有効活用し、公平公正の原則に則った秩序ある施設利用を実現することによって教育・研究・運営にかかる諸活動の活性化を図る。また、今後の整備計画においても用いる。

【基準面積の原則】

1) 要件

国立学校施設の建物基準面積(平成6年改訂基準面積)に基づき本学における措置面積(原単位)を定める。昭和35年に暫定的に定められた国立学校施設算定基準では、講座・学科目数及び学科数を算定根拠としていたが、平成6年の改定においては職性別教員個人の基準及び学生種別ごと(学部1・2回生、3・4回生、大学院修士、大学院博士)一人当たりの基準が算定根拠となっている点を周知徹底する。とりわけ旧算定基準では助手は固有の資格面積を有さず、実験室の一部に間借りしていたが、改定基準に従い、また助教制の導入に伴い、狭隘化や安全・衛生面からも助教・助手の研究室・実験室を措置する。

同じく用途別基準値に基づく面積構成の目安を定める。ただし、共用(廊下、階段、便所等)率は35%、本学の施設整備率を81.5%とする。

2) 基準面積と措置面積

a) 教授及び准教授の基準面積と本学における措置面積

室名	基準面積 m ² (内訳)	基準面積 m ² 共用率を加算	措置面積 m ² 共用率、整備率減額	措置面積 の内訳 m ²
教員研究室	25.0	111.0	59.0	25.0
実験研究室	30.0			25.0
共用機器室・資料室	27.5			9.0
小計	82.5			59.0

b) 助教及び助手の基準面積と本学における措置面積

室名	基準面積 m ² (内訳)	基準面積 m ² 共用率を加算	措置面積 m ² 共用率、整備率減額	措置面積の 内訳 m ²
研究室	12.5	44.0	23.5	12.5
実験室	20.0			11.0
小計	32.5			23.5

(助教、助手の研究室は2人使用)

c) 学部学生の基準面積と本学における措置面積

室名	基準面積 m ² (内訳)	基準面積 m ² 共用率を加算	措置面積 m ² 共用率、整備率減額	措置面積 の内訳 m ²
講義室	2.0	17.0	9.0	1.0
実験室	6.6			3.0
研究室	3.3			4.5
共用空間	1.0			0.5
小計	12.9			9.0

(この基準は3・4回生。講義室の全学基準は別定)

d) 大学院修士学生の基準面積と本学における措置面積

室名	基準面積 m ² (内訳)	基準面積 m ² 共用率を加算	措置面積 m ² 共用率、整備率減額	措置面積 の内訳 m ²
ゼミ室	2.0	29.0	15.0	1.0
実験室	11.55			7.0
研究室	6.6			6.5
共用空間	1.0			0.5
小計	21.15			15.0

(研究室は4人で1室使用、ゼミ室は25人で1室使用とする)

e) 大学院博士学生の基準面積と本学における措置面積

室名	基準面積 m ² (内訳)	基準面積 m ² 共用率を加算	措置面積 m ² 共用率、整備率減額	措置面積 の内訳 m ²
ゼミ室	2.0	35.0	19.0	1.0
実験室	16.5			11.0
研究室	6.6			6.5
共用空間	1.0			0.5
小計	26.1			19.0

(研究室は4人で1室使用、ゼミ室は25人で1室使用とする)

基準面積の算定方式について

— 基準面積に関わる解説 —

(1) 要件

- 国立学校施設の建物基準面積（平成6年改訂基準面積）に基づき本学における措置面積（使用可能面積）を定める。措置面積は本学の施設利用の原単位となるものである。
- 昭和35年に暫定的に定められた国立学校施設暫定基準では、講座・学科目数および学科数を算定根拠としていたが、平成6年の改訂以降、職制別教員個人の基準及び学生種別ごと（学部1・2回生、3・4回、大学院修士、大学院博士）一人当たりの基準が算定根拠となっている点を周知徹底する。
- 旧来の考え方、1講座あたり450平米、共用率を除く $(2/3) = 300$ 平米、そこから全学供出分や学科供出分を除く240平米～270平米を講座分として教授が差配するという概念を解消すること。
- 旧暫定基準では助手は固有の資格面積を有さず、実験室の一部に間借りしていたが、改定基準に従い、また助教制の導入に伴い、狭隘化や安全・衛生面からも助手・助教の研究室・実験室を措置する。
- 基準面積から学内の使用可能な措置面積を導出する。基準面積は、用途別基準値を積み上げた値であり、そこから共用率は35%、本学の施設整備率を81.5%として、措置面積を算出する。

(2) 基準面積と措置面積

① 教授及び准教授の基準面積及び本学における措置面積

教員研究室	25	平米	
実験研究室	30	平米	
共用機器室・資料室	27.5	平米	
基準面積	111	平米	$(25+30+27.5) \cdot 1.35 = 111.375 \rightarrow 111$
措置面積	59	平米	$111 \cdot 0.65 \cdot 0.815 = 58.802 \rightarrow 59$

措置面積の内訳は、研究室25平米、実験室25平米、共用機器室・資料室9平米程度を目安とする。

② 助教及び助手の基準面積

研究室	12.5	平米	(教授研究室の1/2)
実験室	20	平米	(教授実験室の2/3)
基準面積	44	平米	$(12.5+20) \cdot 1.35 = 43.875 \rightarrow 44$
措置面積	23.5	平米	$44 \cdot 0.65 \cdot 0.815 = 23.309$

措置面積の内訳は、1研究室25平米を2人使用。実験室11平米を目安とする。

- ③ 学部学生の基準面積（この基準は 3,4 回生向き。講義室の全学基準は別定）
- | | | | |
|------|-----|----|--|
| 講義室 | 2 | 平米 | (3,4 回生分。講義室の全学措置は別定) |
| 実験室 | 6.6 | 平米 | (3,4 回生分) |
| 研究室 | 3.3 | 平米 | (3,4 回生分。実際には 4 回生に 6.6 措置) |
| 共用空間 | 1 | 平米 | (コミュニケーション空間) |
| 基準面積 | 17 | 平米 | $(2+6.6+3.3+1) \cdot 1.35=17.415 \rightarrow 17$ |
| 措置面積 | 9 | 平米 | $17 \cdot 0.65 \cdot 0.815=9.006$ |
- 措置面積の内訳は、講義室 1.0、研究室 3、実験室 4.5、共用空間 0.5 を目安とする。

- ④ 大学院修士学生の基準面積
- | | | | |
|------|-------|----|--------------------------------------|
| ゼミ室 | 2 | 平米 | |
| 研究室 | 6.6 | 平米 | |
| 実験室 | 11.55 | 平米 | |
| 共用空間 | 1 | 平米 | |
| 基準面積 | 29 | 平米 | $(2+6.6+11.55+1) \cdot 1.35=28.5525$ |
| 措置面積 | 15 | 平米 | $29 \cdot 0.65 \cdot 0.815=15.362$ |
- 措置面積の内訳は、研究室 6.5、（4 人で 1 室程度）、ゼミ室 1（25 人に 1 室程度の割合）、実験室 7、共用空間 0.5 を目安とする。

- ⑤ 大学院博士学生の基準面積
- | | | | |
|------|------|----|------------------------------------|
| ゼミ室 | 2 | 平米 | |
| 研究室 | 6.6 | 平米 | |
| 実験室 | 16.5 | 平米 | |
| 共用空間 | 1 | 平米 | |
| 基準面積 | 35 | 平米 | $(2+6.6+16.5+1) \cdot 1.35=35.235$ |
| 措置面積 | 19 | 平米 | $35 \cdot 0.65 \cdot 0.815=18.541$ |
- 措置面積の内訳は、研究室 6.5（4 人で 1 室程度）、ゼミ室 1（25 人に 1 室程度の割合）、実験室 11、共用空間 0.5 を目安とする。

（3）講義室面積の措置基準

本学の講義室基準面積は、「全入学定員 200 名を越えかつ理科系学生分の基準」を用いて算定される。具体的には、1, 2 回生相当分と 3, 4 回生相当分に分けて算出する。

① 1, 2 回生相当分

計算方式：課程（学科）別入定と係数の積和

$$\Sigma (0.21 \cdot \text{課程別全学共通科目の単位数} + 0.68) \cdot (\text{課程別の入学定員})$$

注 1 課程別全学共通科目とは履修要項掲載の卒業に必要な全学共通科

目の単位数で定義する。

注2 夜間主コースは入学定員の0.4倍とする。

注3 Σ は課程別の総和であり、10課程の和とする。

計算結果

本学1,2回生用の講義室の基準面積は、4912平米である。

平均整備率0.815を乗じた値は、4004平米である。

② 3,4回生相当分

3, 4回生の講義室面積は、一人当たり2平米を基準としているが、本学では、現状の稼働率を総合的に勘案して、一人当たり1.0平米を措置する。したがって、

3,4回生相当分の総講義室面積は、1202平米である。

③ 総講義室面積と措置面積

1,2回生相当分+3,4回生相当分=4004+1202=5206

現状面積は、5197(プレファブ3棟を含む)

本学の講義室の現状は、45室、総面積5197平米、総席数4443席。

1室平均115平米、1席平均1.17平米である。

(4) 機能別措置面表

	研究室	実験室	共用機器	ゼミ室	学生実験室	共用空間	講義室	小計
教授	25	25	9	0	0	0	0	59
准教授	25	25	9	0	0	0	0	59
助教・助手	12.5	11	0	0	0	0	0	23.5
修士	6.5	7	0	1	0	0.5	0	15
博士	6.5	11	0	1	0	0.5	0	19
4回生	6.5	0	0	0	4.5	0	1.0	12
3回生	0	0	0	0	4.5	0.5	1.0	6
1,2回生	0	0	0	0	0	0	全学で 4004 平米	

注記1：講義室1平米分は部門には属さない。講義室全体として全学的に措置する。

注記2：講義室は学部生には措置されるが、大学院院生には措置されない。

注記3：ゼミ室は大学院生用に措置されており、学部生には措置されていない。

注記4：事務室や計算機室、図書室、会議室は明示的に措置されていない。

II 京都工芸繊維大学 面積配分の指針

【趣旨】

本指針は、キャンパス・マスタープラン、基準面積の原則に基づき、面積配分の原則を確立する。学部・研究科、教員所属部門、各センター並びに事務局関連施設の面積措置と施設使用領域を自覚し、適切な活用と管理責任の指針の基礎を与える。

【面積配分の原則】

1) 要件

京都工芸繊維大学の基準面積の原則を適用して学部・研究科における教員組織に対応した措置面積を定める。大学・教育研究施設実態調査の分類では、工芸科学部（学部・大学院）、共通教育（1,2 回生向）、大学付属研究所の3つに大別されるが、これに対応する形で本学の実態にあわせ、部門別面積（工芸科学研究科）、講義室（全学面積）、研究共用面積（センター関連）、事務系面積、の4つに大別してそれぞれの措置面積を算定する。

2) 面積配分の原則

(1) 面積概要

本学の施設面積を、「学部・研究科における研究教育用面積」、「講義室及び学生自習室」、「研究共用面積（センター関連）」、「事務関連面積」の4つに大別し、現状面積と（人員配置数・措置面積）を比較する。

① 学部・研究科等

18 年度改組配置対応措置面積	38816㎡
20 年度実員配置対応措置面積	38108㎡
20 年度現状面積	38555㎡

（注記：17 年度は、旧基準 39000 ㎡、実面積 40000 ㎡）

② 講義室関連

講義室措置面積	5200㎡
20 年度実面積（プレファブ 3 棟を含む）	5197㎡

注記：講義室は 1,2 回生 4000 ㎡と 3,4 回生 1200 ㎡の合計値。実態調査分類の一般教育用保有面積は、体育更衣室（145 ㎡）を除くと 4013 ㎡となり、2 回生講義室分に同等となる。

③ 事務関連（事務局庁舎必要面積算出表参照）

執務用基準面積（123人分）	1156㎡
加算面積	467㎡
非常勤・派遣・再雇用職員分（56人）	203㎡
小計	1826㎡
20年度使用実面積	2585㎡
注記1：技術職員（25人分）措置面積90㎡	（100㎡別途措置済）
注記2：将来再雇用職員（10名分）措置面積36㎡	（48㎡別途予定あり）

④ 研究共用スペース	部屋面積	（耐震改修時避難用面積）
地域共同研究センター	779	246
インキュベーションセンター	704	300
総合研究棟	2475	990
4号館（フロンティアセンター）	1446	535
大学院ベンチャー・ラボラトリー	809	0
小計	6213㎡	2071㎡

注記1：地域共同研究センター、美術工芸資料館、ショウジョウバエ遺伝資源センター、生物資源フィールド科学教育研究センター、アトミックセンターは旧省令施設。

注記2：インキュベーションセンター、総合研究棟、大学院ベンチャー・ラボラトリー、情報科学センター、工芸実習棟、工芸実験実習棟、RI、薬品庫は旧定員配置がなく、工芸科学部からの資格面積を供出した施設と考えてよい。総面積は8900㎡。

(2) 学部・研究科における部門別措置面積

- 基準面積、整備率、共用率を用いて実現可能な措置面積を算出し、これを原単位として、教員数、学部学生・大学院学生の収容定員数に比例した面積を部門別に措置する。
- 部門別の措置面積の計算方式
教授・准教授数・59+助教・助手数・23.5+修士収容定員・15+博士学生収容定員・19 +学部3・4回生・8
- 部門別措置面積表を、18年度改組に伴う教員配置数による値と20年度現員配置数による値の2種類の表を示す。
- 参考資料として、団地別建物面積表と事務関連面積表を添付する。

3) 部門別措置面積表の運用の留意点

1 面積概要について

(1) 部門別面積とセンター面積の関係

学部・研究科における面積は総量として、使用面積が現員措置面積（基準値）を若干上回っている。しかし、現在の使用面積は18年改組による教員配置数による措置面積（基準値）を下回る。60㎡・6人分=360㎡程度の面積準備が必要である。今後は研究科の保有面積基準を39000㎡とするのが望ましい。

解決策の1は、教員の措置面積を59㎡から56㎡に減じることによって、部門別措置面積表の数値のバランスをとるとともに、部門内の面積確保に努める。

解決策の2は、5棟の研究共通スペースの1画に60㎡程度の保留分を準備し、対応にあたる。

解決策の1, 2を同時平行的におこない、準備に努める。

(2) 学生用の面積

講義室は実態と措置面積とがほぼ同じ値となっており、過不足はないが、今後は、200名規模の講義室、計算機演習室の整備が望まれている。自学自習室は、基準面積を見れば判るとおり、基本的に学部1, 2, 3年生向けに準備すれば十分であり、大学会館3階、図書館の1階、2階、3階は、これに相当する。より高年次生は専攻ゼミ室や研究室に個人的な面積が用意されている。

(3) 事務スペース

執務空間としての基準値は十分充たしているが、学生や来外者対応、会議室や作業用のスペースは十分とはいえない。また、学部・研究科事務との関連においては、学域に対応した事務室を配備すべきである。

2 学長裁量ポストに対応した面積の担保

学長裁量ポストは、希望した組織母体が受け入れ施設を準備することを原則とする。

ただし、工芸科学研究科内には余分のスペースがないこと。センターの面積は、大学の資格面積を供出したものであること。現に余裕面積を貸し出していること。これらのことから、センターに面積を準備するのが妥当である。当面は、総合研究棟2階（実験研究室3）、3階（実験研究室6）の4室（延べ146㎡）、さらに、4号館3階の実験室10（66㎡）、イキムラ-3020カ-（NO7.60㎡）、スタートアップラボ1室（66㎡）は、環境・施設委員会管理とし、短期（3ヶ月単位）の貸し出しにより、ポスト発生時に受け入れられる体制とする。

教授・准教授の措置面積は、約60㎡であることを再確認する。

3 部門別の凹凸について

部門間の凹凸の原因について

- (1) 改組以前の17年度における旧学科別面積比較表では、造形、応用生物がマイナス、物質がプラス、電子情報はプラスであった。18年度改組後は、表の数値が

一変し、情報が大きくマイナスとなっている。この原因は、電子と情報と基盤・物理の分離にある。つまり表の数値は、改組による集計単位の変化、学生数、教員数に大きく影響を受ける。また面積は消滅していないのだが、工芸実習棟をモノづくりセンターとして表外においたこと、表外の環境科学センターへの面積措置、機器分析センターへの面積移行などにより、関連部門から面積が表外のセンターに移行した点も大きな原因である。

- (2) 面積は消滅するわけではない。集計単位や表外への移行などで見掛けの数値は左右される。実際に椅子と机を持たない教職員は居ない。

部門間凹凸の解消法について

- (3) プラスの部門では、退職教員の部屋を中心に整理し、環境・施設委員会に返還し、改めて不足部門への再配置を検討していく。専門分野によるゾーニングを念頭におき、学域内での平準化を第一に考える。
- (4) 面積超過分は、環境・施設委員会に一旦返還した後、不足箇所に配分すべきである。超過分を全学センターや学部・研究科外に逃がすと不足箇所への再配分資源がなくなる。当面は、共有スペースの申請資格や審査時に、マイナス評価を行う。
- (5) 当面の課題として、物質工学の面積過分は改組以前から1000㎡程度あり、耐震改修を機に、560㎡分は、22年末に環境・施設委員会に返還する。
- (6) 年間1万円/㎡で過分からスペースチャージをとり、不足部門に配分する方法
この方法は、過不足分を固定化する恐れがあり、超過部門への返還圧力として、期間限定的に使用すべき方法であり、常態化すべきではない。
- (7) 学域特性に対応した重み付けにより面積配分を見直す方法
分野を問わず面積資源が不足している状態では、当面は採用しない。総合研究棟などの共通スペースの競争的貸し出しで対応する。今後学生主体の面積配分や学域の教育実態に応じた、配分法などを検討していく。

4 各センターの面積について

- (1) センターには、旧省令施設と学内施設があり、面積基準の格差は多大である。両者を比較して学内センターを省令施設レベルに統一することは不可能である。センター長室に象徴される両者の格差は、学内施設に向けて平準化すべきである。
- (2) 全学的に面積が不足している状態では、レンタルラボはこれまでのように、長期の使用期間、安価なスペースチャージでの使用は、認めがたい。公募に当たっては、期間を短縮し、スペースチャージを上げて、回転速度を速めるとともに、超過部門からの申請を抑制すべきである。
- (3) 部門からセンターへの面積の移行は、慎重に判断すべきである。学部研究科から全学センターへの移行であるため、超過部門も、不足部門も影響を受ける。人の移動や機器の移管にともなう面積の移行は、局所的な取引では解決できないこと、全体に影響することを共通認識すべきである。

Ⅲ 京都工芸繊維大学 施設管理の指針

【趣旨】

キャンパス・マスタープラン、基準面積の原則、面積配分の原則に基づき、施設使用の指針と施設管理の原則を確立する。学部・研究科、教員所属部門、各センター並びに事務局関連施設、全学利用施設の管理責任者、使用者を明確にし、施設の適切な活用と管理責任の指針の基礎を与える。すなわち、安全安心、エネルギー標準、環境管理の視点から施設利用を実現することによって教育・研究・運営にかかる諸活動の活性化を図る。

【施設管理の原則】

1) 要件

公平かつ透明な施設活用を図るため、敷地利用の指針と施設管理の指針を定め、教育研究の基盤となる環境を安定的に活用するとともに、人事や組織の変化に柔軟に対応できる管理要件を確立する。すなわち、京都工芸繊維大学の全構成員は、施設などの使用に当たっては、

- 安全管理の視点から、諸法令（労働安全衛生法、消防法、毒物及び劇物取締法など）に基づく諸規則を遵守する。
- 環境マネジメントの観点から、ISO14001 の活動方針やエネルギー管理標準に沿った使用に努める。

2) 敷地利用の指針

- ① 敷地利用は、キャンパス・マスタープランに記載されたゾーニングの原則及び計画案に従うものとし、用途変更や形質の変更は原則としてこれを認めない。
- ② 例外的に、期間を限定して特定の用途に使用する場合は、所定の用紙を用いて学長に申請を行い、環境・施設委員会での審議の結果に従う。
注記：1年ごとの見直し、施設管理責任者の了解、使用責任及び安全管理の義務、現状回復義務、財源、年限、用途、利用者など
- ③ 記念碑や記念植樹、キャンパスアメニティ施設などに関しては、申し込み用紙に記載のうえ学長に申請を行い、環境・施設委員会の審議の結果に従う。
注記：位置、規模、内容、学内責任母体、メンテナンス義務、移設・改廃の了解
- ④ 駐車場・駐輪場の整備、管理、運用に関しては、総量規制、施設整備、整備員、課金制度を含めて具体的方策を、環境・施設委員会（交通専門部会）にて策定する。

3) 施設管理の指針

(1) 環境・施設委員会、施設管理責任者、施設使用者、法人の役割

- ① 環境・施設委員会は、法人理事会からの付託を受け、施設整備及び施設管理に関する計画を立案するとともに、管理領域ごとに施設管理者を定める。
- ② 施設管理者は、部門長、センター長などの管理職にあるもので、領域内の使用者選定と指導権限を發揮し、適切な管理運営に努める。
- ③ 施設使用者は、その室を専ら使用している教職員であり、(学生・院生・一般利用者を除く) 諸規則にしたがって適切な使用を行うとともに、施設管理者の指導にしたがう。また使用後は原状復歸の責任を果たす。
- ④ 法人理事会は、アンケートやヒアリングの情報を加味しつつ、環境・施設委員会に計画案を策定させ、計画的かつ継続的に施設整備や改修を進める。
- ⑤ その他

施設マネジメント課：施設整備の実務を担うとともに、学内の見回り

及び施設マネジメント課が作成した「樹木・植栽分布図」、「施設実態調査平面図」、「施設CADデータ」を活用し、施設管理の効率化に努める。BEMS(ビルエネルギーマネジメントシステム)の導入をはかり、構内集中管理システムによる管理体制を目指す。

財務課：財産管理及びスペースチャージの観点から、施設管理を行う。

また庁舎補修費には、課金制度に基づく諸施設の利用費を組み込むなど、継続的かつ計画的にメンテナンスを行うための安定的な財源確保に努める。

(2) 管理責任者の役割

管理責任者は、自己の管理領域内の使用者区分を定め、適切な運用を行うとともに、管理区分内の使用者に対しての指導を行う。

- ① 管理責任者は、「基準面積の原則、定員配分の原則、管理責任の原則」に基き、毎年、環境施設委員会に対して建物使用状況を報告し、相互に確認を行う。
- ② 施設使用者の選定
- ③ 退職教員の研究室返還と現状復歸の確認
(原状復歸のための費用の分担は別途協議する)
- ④ 安全衛生委員会による現地調査や、安衛法、消防法、毒物劇物取締法などに基づく立ち入り調査の結果をうけて、防犯、防災、安全、環境管理の面から、使用者に対する指導を行う。

(3) 施設使用者の役割

自己の使用区分、使用者責任を自覚し、諸規則にしたがった適切な使用を行うとともに管理責任者の指導にしたがう。使用後は、原状復帰の原則に従う。

- ① 施設使用者は、部屋の鍵、室内の備品、装置、試薬、器物などを管理する。
- ② 事故などの際の緊急連絡、顛末書あるいは改善案を含む報告書を作成する。
- ③ 立ち入り検査に協力するとともに、その結果については、管理責任者の指導に従って速やかに改善を行う。

4) 管理責任者等一覧表 (施設個別使用規定の有無が未整理)

管理領域	管理責任	施設使用者	使用規則
部門別の措置面積区域			
各号館における研究室	部門長	使用教員	
実験・演習・ゼミ室	部門長	担当教員	
共用空間等 (廊下・階段・便所)	部門長	構成員	
部門事務室	部門長	事務員	
各教育研究センター区域			
地域共同研究センター	センター長	センター教職員	有
インキュベーションセンター	センター長	使用者	有
大学院ベンチャー・ラボラトリー	センター長	学生・担当教員	有
情報科学センター	センター長	学生・担当教員	
環境科学センター	センター長	センター教員・院生	
繊維科学センター	センター長	センター教職員	
ものづくりセンター	センター長	技術職員	
機器分析センター	センター長	技術職員	
生物資源フィールド科学教育研究センター	センター長	センター教員・受講生	
ショウゾウバクテリウム遺伝資源センター	センター長	センター教員・院生	
アドミッションセンター	センター長	センター教員	
RI 施設	センター長	技術職員	
美術工芸資料館	館長	資料館教職員	
附属図書館	館長	職員	有
保健管理センター	センター長	センター教職員	
総合研究棟	環境・施設委員会	許可使用者	有
4号館 (フロンティアセンター棟)	環境・施設委員会	許可使用者	有
事務局各課			
講義室	各課長	事務職員	
講義室	学務課		有
センターホール	学生サービス課		有
工織会館+KIT倶楽部	財務課 (将来松ヶ崎KIT会館)		有
プラザKIT	企画広報課		有
大学会館	学生サービス課		有
洛西寮	学生サービス課		有
クラブ及び運動施設	学生サービス課		有
まりこうじ会館	国際企画課		有
ITフィールド	財務課		有